

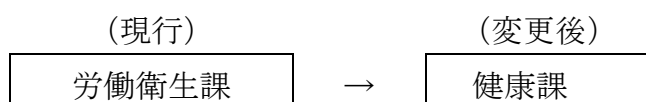
# 都道府県労働局の安全衛生主務課名を変更します ～平成23年4月1日から～

厚生労働省は、4月1日から都道府県労働局の安全衛生主務課名を健康安全課または健康課に名称変更します。

労働災害件数が中長期的に減少する一方、過労死や精神障害の労災保険給付事案は増加するなど労働災害は質的に変化しており、メンタルヘルス、過重労働および受動喫煙などの労働者の健康管理に関する問題への対応が強く求められています。

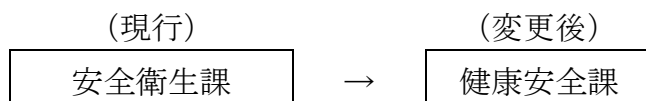
このため、都道府県労働局の安全衛生主務課については、こうした国民のニーズに応え、労働者の健康確保への取り組みをこれまで以上に担う組織とすることに伴い名称変更することとしました。現在使用している「安全衛生課」・「労働衛生課」といった名称は、下の図のようになります。なお、今回の名称変更による担当業務に変更はありません。

## ●北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡の各労働局の場合



※安全課の名称は、変更ありません。

## ●上記以外の労働局の場合



# 労働衛生課の名称が変わります

東京労働局

平成23年4月1日から

労働基準部の「労働衛生課」の名称が「健康課」に変わります。  
なお、電話番号、取扱業務に変更はありません。

労働衛生課



健康課

健康課の主な業務（変更はありません）  
メンタルヘルス等健康管理指導  
衛生管理者等の免許申請等  
じん肺管理区分決定申請  
健康管理手帳交付申請

厚生労働省は、4月1日から都道府県労働局の安全衛生主務課名を健康安全課または健康課に名称変更します。

●北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡の各労働局の場合

労働衛生課



健康課

安全課



安全課

●左記以外の労働局の場合

安全衛生課



健康安全課